

## 参 考 資 料

- ・ みえ森と緑の県民税条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ・ みえ森と緑の県民税基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ・ みえ森と緑の県民税評価委員会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- ・ みえ森と緑の県民税評価委員会の開催に関する取扱い・・・・・・・・・・4
- ・ (第2期) 制度最終案・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- ・ (第2期) 市町交付金事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- ・ 全国植樹祭関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- ・ 三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方・・・・・・・・・・20
- ・ 令和5年度第2回みえ森と緑の県民税評価委員会議事録・・・・・・・・・・28

## みえ森と緑の県民税関連条例

### (1) みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日

三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の税源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

## (2) みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日  
三重県条例第九号

### (設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

### (繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

### (積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

### (処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

### (三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

### (3) みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日  
三重県条例 第七十九号

#### (設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

#### (組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

#### (委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

#### (委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

#### (会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

#### (委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## みえ森と緑の県民税評価委員会の開催に関する取扱い

みどり共生推進課

(趣旨)

第1条 社会的情勢等により、委員がみえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）に出席できない場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(書面による審議)

第2条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、委員長が認めた場合は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第六条の規定による議決権を書面（電磁的記録によるものを含む。）により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は、委員会に出席したものとみなす。

(ウェブ会議システム等の利用による会議の開催等)

第3条 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で委員会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって委員会の会議に出席したものとみなすものとする。

(雑則)

第4条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則 この要領は令和3年2月8日から施行する。

## みえ森と緑の県民税（制度最終案）について

平成 30 年 8 月 24 日

### 1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に伴う 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成 30 年度末をもって、税導入から 5 年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

### 2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2 つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26～28 年度には 16,744m<sup>3</sup> の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があります。取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

### 3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成 25 年 3 月）に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

#### (1) 5つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の 事業実績 (千円)	市町の 事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	2,380,162	47,515	2,427,677	49
	2. 暮らしに身近な森林づくり	-	627,411	627,411	13
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	114,241	452,418	566,660	11
	4. 木の薫る空間づくり	-	1,153,122	1,153,122	23
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	-	208,768	208,768	4
計		2,494,404	2,489,235	4,983,639	100

※事業費については、平成26～30年度の実績および見込を合算。

#### (2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26～28年度）

##### （対策1：土砂や流木を出さない森林づくり）

##### 〔取組状況〕

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、溪流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

##### 〔課題〕

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

**(対策2：暮らしに身近な森林づくり)****[取組状況]**

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病虫害被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23市町で78事業、合計305,759千円の事業を実施しました。

**[課題]**

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

**(対策3：森を育む人づくり)****[取組状況]**

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計84,097千円の事業を実施しました。

市町においては、25市町で89事業、合計197,045千円の事業を実施しました。

**[課題]**

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

**(対策4：木の薫る空間づくり)****[取組状況]**

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19 市町で 69 事業、合計 394,780 千円の事業を実施しました。

**[課題]**

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

**(対策 5：地域の身近な水や緑の環境づくり)**

**[取組状況]**

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11 市町で 23 事業、合計 61,755 千円の事業を実施しました。

**[課題]**

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

**(3) 制度運営等全般にかかること**

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページや Facebook「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

**[課題]**

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

**4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係**

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・用途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

## 5. 平成 31～35 年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

### (1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9割以上の意見があったことから、2つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

### (2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成 30 年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

### (3) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の 3 つの原則によることとします。

【原則 1】 「2つの基本方針と 5つの対策」に沿った内容であること。

【原則 2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則 3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

## 6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5つの対策を実施します。

### (1) 主な事業

#### ①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	<p>① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。</p> <p>② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。</p> <p>③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p> <p>④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。</p> <p>⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。</p> <p>等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業</p>
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林の整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。</p> <p>④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。</p> <p>⑤ 海岸線の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸線造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>

②. 基本方針 2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3. 森を育む人づくり	<p>「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。</p>	<p>① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>② 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③ 学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	<p>未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林環境教育・木育が行える場の整備 子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>② 多様な主体が森林とふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	<p>地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海をつなぐ意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な水や緑の環境と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。</p> <p>② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>

(2) 必要となる経費

平成 31～35 年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5 年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	4.2	8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	2.9	6
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費（事業構築支援、災害対応基金の積立、評価委員会の運営等）		2.7	
合 計		54.0	

<5 年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針 1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

②. 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針 1 のうち、対策 1 を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

### ③. 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね5:5とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づくり」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

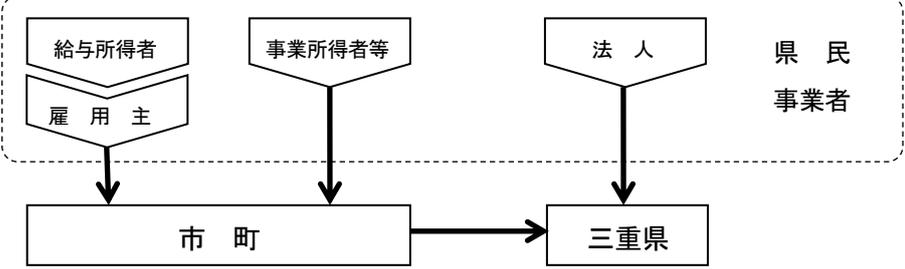
基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

## 7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求めるとい性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税
納税義務者	<p>【個人】＜納税義務者数約90万人＞</p> <p>1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方</p> <p>② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方</p> <p>③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p>
	<p>【法人】＜約3万5千法人＞</p> <p>県内に事務所、事業所等を有している法人</p>
税率（年額）	【個人】1,000円

	<p>【法人】 現行の均等割額の 10%相当額 (2,000~80,000 円) (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1" data-bbox="544 288 1307 600"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分 (資本金等の額の区分)</th> <th>税 率 (年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 千万円以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超</td> <td>～ 1 億円以下</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>～ 10 億円以下</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>～ 50 億円以下</td> <td>54,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td></td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税割割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>	区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)		1 千万円以下	2,000 円	1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円	1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円	10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円	50 億円超		80,000 円
区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)																	
	1 千万円以下	2,000 円																	
1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円																	
1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円																	
10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円																	
50 億円超		80,000 円																	
<p>税込規模</p>	<table border="1" data-bbox="427 792 847 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9 億 0 千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1 億 8 千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10 億 8 千万円</td> </tr> </tbody> </table>		平年度	個人	9 億 0 千万円	法人	1 億 8 千万円	計	10 億 8 千万円										
	平年度																		
個人	9 億 0 千万円																		
法人	1 億 8 千万円																		
計	10 億 8 千万円																		
<p>徴収方法</p>	<p>【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>  <pre> graph TD     subgraph CountyBusinesses [県民事業者]         A[給与所得者 雇用主]         B[事業所得者等]         C[法人]     end     A --&gt; D[市町]     B --&gt; D     C --&gt; E[三重県]     D --&gt; E     </pre>																		
<p>導入時期</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日より導入</p>																		
<p>税込の用途</p>	<p>森林づくりに関連する事業に活用する。 ※詳細は、前述のとおり</p>																		
<p>用途の明確化</p>	<p>「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、用途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		
<p>評価制度</p>	<p>「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		
<p>見直し期間</p>	<p>施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		

## 8. 用途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなりま

す。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して用途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

## 9. 制度や用途の周知

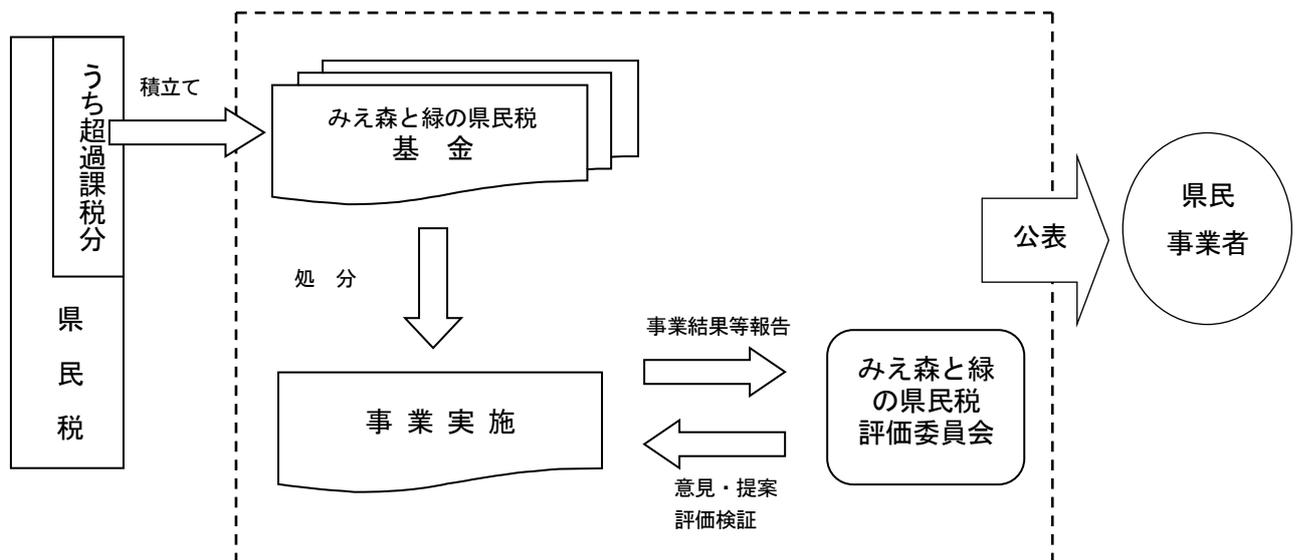
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

## 10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

### <基金造成と評価制度>



## 11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

# みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

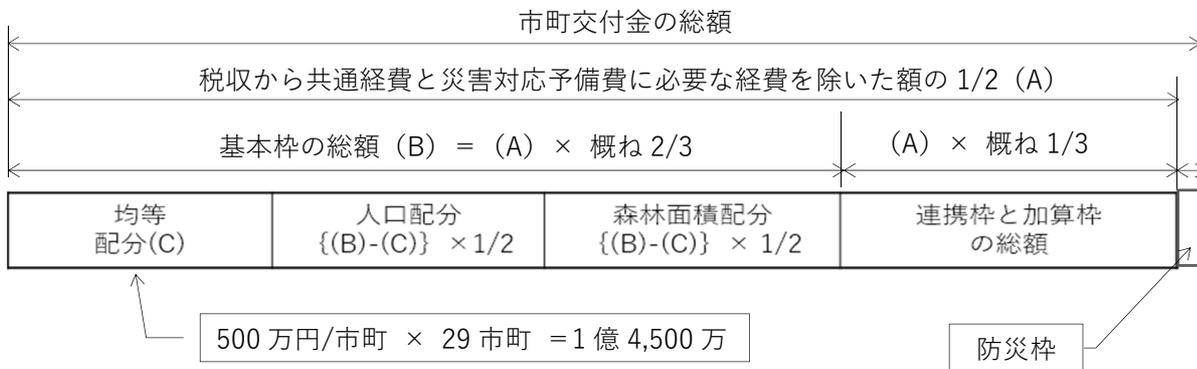
令和2年4月

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また県と市町が連携して課題解決に取り組むことができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

## 1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税込から共通経費や災害対策予備費を除いた残りの概ね半分※の「基本枠」「加算枠」及び「連携枠」と、災害対策予備費の一部の「防災枠」を市町交付金の総額とします。

（※5年間の総額で、県：市町を概ね5：5とする。）



## 2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）な市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、概ね2：1の割合とします。

また、令和2年度より、台風等による倒木からライフラインを保全し、県民の安全・安心な生活を守るため、「防災枠」を創設しました。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分します。
防災枠	防災面から県と市町が連携して取り組むライフラインを守る事前伐採に対し、市町からの要望に応じて配分します。

1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分しますが、この時の配分割合は人口：森林面積=1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。

4) 防災枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から当該市町に交付額を内示し、これを受け、市町がライフライン事業者及び県との三者協定に基づく協議会で承認された実施計画を基に、県に交付申請を行います。

### 3. 市町交付金の使い途

1) 事業実施の3原則

事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

事業実施の3原則	
【原則1】	「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
【原則2】	新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
【原則3】	直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2) 森林環境譲与税との関係

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用するため、市町交付金と森林環境譲与税を同一事業に充当することはできません。

3) 市町における基金設置について

市町は、次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます。

## 令和2年度第3回評価委員会資料

## 全国植樹祭の招致に関する決議

全国植樹祭は、我が国の社会経済情勢や森林・林業をめぐる情勢が変化する中で、自然環境の保全、森と人との共生など、それぞれの時代に即したテーマを掲げてきており、緑豊かな国土を形成していく上で重要な役割を果たしている。

本県では、昭和55年に「緑と太陽 豊かなくらし」をテーマに全国植樹祭が開催されて以来、40年以上が経過し、生活様式の変化や山村の過疎化の進行などにより、私たちの暮らしと森林との関わりが次第に希薄化し、森林資源の循環利用を支えてきた林業も大きな影響を受けるなど、本県の森林を取り巻く状況は大きく変化している。

先人により守り育てられてきた緑豊かな自然を次世代へと引き継ぐことは、現代に生きる私たちの使命であり、こうした中、全国植樹祭を再び本県に招致することは、森林や身近にある緑の大切さや、森林からつながる川や海、そこで育まれる多様な生物などの豊かな自然からもたらされる恩恵を享受し、古くから木に親しみ営まれてきた県民の暮らしを見つめ直す機会となる。そして、地球温暖化の防止など森林の持つ多面的機能の下、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりにより、緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める上で極めて意義深いものがある。

よって、本県議会は、全国植樹祭を本県に招致することを強く求める。

以上、決議する。

令和2年12月21日

三重県議会

令和3年度第3回評価委員会資料

1 全国植樹祭の一般的なスケジュール（令和13年度に三重県で開催する場合）

区分	開催5年前 (R8)	開催4年前 (R9)	開催3年前 (R10)	開催2年前 (R11)	開催前年 (R12)	開催当年 (R13)
年度						
<b>主な動き</b> 国土緑化推進機構との事務手続き等	開催意向表明	開催申出書提出 開催県内定	開催県決定	「基本計画」 決定	開催日決定	全国植樹祭 開催
<b>大会実施組織体制</b>		準備委員会		実行委員会		
<b>各種計画の検討策定</b>		基本構想 〔開催理念・開催内容・開催場所・規模等の基本的方針〕	基本構想 〔式典植樹行事計画、式典演出等構想、会場整備計画、宿泊輸送等計画、記念事業、広報PR計画、荒天計画〕	基本計画 〔基本計画内容の詳細計画〕	実施計画	
<b>開催準備事務</b> 式典・植樹行事準備 会場整備・大会運営準備 広報・啓発活動等実施		開催方針、会場候補地、規模、式典・植樹行事の基本的な考え方、啓発活動・広報計画、植樹樹種	大会テーマ等の募集、式典・植樹行事計画、大会運営計画、会場整備、啓発活動の実施等	式典・植樹行事の詳細計画、宿泊輸送・大会運営の詳細計画、会場整備、広報・啓発活動の実施等		
<b>みえ森と緑の県民税基金事業</b>	第3期みえ森と緑の県民税基金事業 (R6～R10)				第4期みえ森と緑の県民税基金事業 (R11～R15)	

2 想定事業費 約8億円（平成30年度開催第69回全国植樹祭福島県実行委員会収支）

平成 31 年 2 月 13 日

## 三重県における森林環境譲与税（仮称）活用についての基本的な考え方

### 1 策定の目的

平成 31 年度から始まる森林環境譲与税（仮称）（以下、「(仮称) 省略」）を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるとともに、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の、それぞれの目的・用途を明確にし、双方を有効に活用するための基本的な考え方を定めるものです。

### 2 森林環境譲与税創設の趣旨

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 4 月に施行される森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源に充当するため創設されるものです。

### 3 森林環境譲与税の活用方法に関する基本的な考え方

森林環境譲与税の用途として、国は、地域の実情に応じて法令に定める範囲で事業を幅広く弾力的に実施できるとしており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案において

- ・市町は、
  - ① 森林の整備に関する施策
  - ② 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- ・県は、
  - ① 市町が実施する上記①②に掲げる施策の支援に関する施策
  - ② 市町が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策
  - ③ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

に充当するものとしています。

これらを踏まえ、森林環境譲与税を活用した事業の実施にあたっては、以下の点に留意するものとします。

#### (1) 森林整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組に優先して充当します

森林経営管理法は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が、森林整備を進めるにあたり大きな課題となっていることを受け、これらの課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することを目的としています。

このため、市町の事業実施にあたっては、市町区域内における整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組を優先して実施するものとします。

このことは、一概に森林環境譲与税を人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充当することを否定するものではありませんが、適切な経営管理が実施されていない森林が存在する市町においては、森林経営管理法に基づく対策に森林環境譲与税を有効に活用することが重要です。

#### (2) 長期的な視点と目標設定

森林環境譲与税は、毎年度、あらかじめ決まった額が譲与されるなど、安定的かつ、恒久的(長期的)な財源であるという特徴をふまえ、長期的な視点や目標を定めた事業構築に努める必要があります。

#### (3) 事業目的や効果の整理

森林環境譲与税は、用途を細かく規定する補助金とは異なり、法令等で定める用途の範囲内で各地方団体が弾力的に扱える財源となっています。

ただし、用途の公表が義務づけられていることから、事業の構築及び実施にあたっては、事業の目的や成果などを対外的に説明できるよう整理する必要があります。

#### (4) みえ森と緑の県民税との関係

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と、将来にわたり災害に強い森林を引き継いでいくための社会づくり（「県民全体で森林を支える社会づくり」）に必要な経費に活用することとしており、

「災害に強い森林づくり」として、

- ・ 流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備
- ・ 人家裏や通学路沿いなど集落周辺における危険木の除去 等

「県民全体で森林を支える社会づくり」として、

・森林環境教育・木育に携わる人材の育成、学校等における取組の推進  
・県民の森林への理解を深めるための学びの場づくり 等  
を実施することとしています。

このことを踏まえ、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の用途を、目的やエリアを勘案して区分し、双方を有効に活用することとします。

具体的には、

① 森林の整備については、森林環境譲与税を活用して、市町が「林業経営に適さない公的な森林の整備」等に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担し、土石流等の被害を軽減する森林の整備（災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備等）や治山ダム等に異常堆積した土砂や流木の撤去、人家裏などの危険木の除去等、「災害に強い森林づくり」に取り組みます。

② 人材の育成については、森林環境譲与税を活用して、県と市町が役割を分担して、林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」に取り組みます。

③ 普及啓発（意識の醸成）については、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森林環境教育・木育の実施（木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む）や森林にふれあうことのできる環境の整備など、主に「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に取り組みます。

④ 木材の利用については、森林環境譲与税を活用して、市町が、公共建築物等の木造・木質化など、森林整備につながる地域材の利用を促進します。

#### （5）森林環境譲与税の基金としての積み立て

森林環境譲与税は、後年度事業に要する費用に充当するために留保し、基金に積み立てる、または特別会計において繰越することが可能です。

特に単年度の譲与税額が少ない市町にあっては、基金に積み立てること

により、譲与税を効率的、効果的に活用することができることから、基金の創設を検討するものとします。(ただし、みえ森と緑の県民税に関する基金を設置している市町においては、明確に区分し管理する必要があります。)

#### 4 森林環境譲与税を活用した事業例と留意事項

##### (1) 林業経営に適さない森林の整備

###### ア 森林経営管理法に基づいて実施する森林整備（市町村森林経営管理事業）

市町が経営管理権を設定した森林の内、林業経営に適さない森林において、保育、間伐等の森林施業、及び施業に必要な路網の整備等を実施します。

- ・施業等は、市町が直営又は林業事業体等への委託等により実施します。
- ・施業等には、施業実施区域の測量や現況調査等を含みます。

注<sup>1</sup> 伐採跡地（造林未済地を含む）における植栽、下刈り等の初期保育は、森林所有者が伐採した収益において行うべきものであるため、森林環境譲与税の用途には適さないと考えます。

注<sup>2</sup> 森林環境譲与税の配分が、私有林人工林面積を基準としていることから、人工林の整備が優先されるべきであります。市町の判断で人工林よりも天然林（広葉樹林）の整備が優先されると説明できる場合は、天然林の整備にも充当可能と考えます。

注<sup>3</sup> 公有林は、一般財源によって管理が行われるという前提であり、森林環境譲与税の用途としては適さないと考えますが、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、公有林の管理にも充当可能と考えます。

注<sup>4</sup> 財産区有林についても同様に、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、財産区有林の整備にも充当可能と考えます。

##### イ 経営管理の意向に関する調査

市町が経営管理権集積計画を定める場合に、地域の実情を踏まえた意向調査対象区域を設定し、地域の協力のもと意向調査を実施します。

- ・施業プランナーや林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問活動等の形で所有者の意向調査を実施します（調査は市町が直営又はアドバイザー等を雇用、若しくは委託等により実施）
- ・意向調査の実施区域は、森林所有者から市町に経営管理権の設定の申出のあった森林及びその周辺や、人工林資源の多い林班（例えば、林班内の人工林率 50%以上等）であって、かつ、森林経営計画が策定されていない等、

持続的に経営管理を行っている者を確認できない林班など、地域の実情に応じて設定します。

#### ウ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化

意向調査や森林所有者からの申出により、経営管理権の設定を行おうとする森林において、当該森林を含む一体の森林の境界明確化を実施します。

- ・森林の境界を現地で確認・確定するための立会、杭打ち、測量に要する経費や、その準備等のために必要な経費を対象とします。

#### エ ア以外に公的な管理が必要な森林の整備

市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林について、2の森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえ、適当と認める場合は、間伐等の整備を実施することができます。

なお、3（4）により当該森林の整備が「災害に強い森林づくり」を目的とする場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

#### オ 管理放棄され、整備・保全を行う者がいない里山・竹林の整備

管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合は、森林環境譲与税を活用して除伐等の整備を実施します。

なお、所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を実施する場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

### （2）人材育成・担い手の確保

林業・木材産業に携わる人材の育成等を図り、森林整備を実施する市町を支援するため、県は、みえ森林・林業アカデミーにおいて、高度な経営や管理能力、現場技術等を身につけた林業・木材産業に携わる人材育成を行うほか、市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設、研修施設の整備等を実施します。

市町においては、みえ森林・林業アカデミーや高等教育機関等と連携した技術者養成講座等の受講に対する支援など、地域における林業・木材産業に携わる人材の確保、育成等を行います。

なお、森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催など、「森を育む人づくり」に該当する取組については、みえ森と緑の県民税を活用します。

### (3) 普及啓発（意識の醸成）

森林や木材について学び・ふれあう機会の提供や、森林と県民との関係を深める対策など、森林環境教育・木育の取組については、県と市町が役割を分担して、みえ森と緑の県民税を活用して実施します。

### (4) 木材利用の促進

県内の公共建築物等への地域材の利用の拡大や、都市部と山間部との自治体連携による木材利用等を促進するため、市町は、森林環境譲与税を活用し、以下の取組を行います。

- ア 公共建築物等(市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等)の木造での整備
- イ 上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備

なお、以下については、(3) 普及啓発の中で、みえ森と緑の県民税を活用することが可能です。

- ・単に施設等を整備するだけでなく、その施設等を活用して、森林や緑を大切に思い・育む「人づくり」のための森林環境教育や木育の取組が、継続して実施される場合において行われる、

#### ①「木育」を実施する施設の整備

(木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等)

#### ②「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備

(継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等)

#### ③森林とふれあい、体感できる学びの場の整備

(森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等)

など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に該当する取組。

### ウ 都市部と山間部の自治体の連携による森林整備や木材利用の促進

- ・森林が少なく人口が多い都市部の市町と、森林資源が豊富で木材生産が盛んな山間部の市町が協定等を締結し、それぞれの資源や特性等を活かしながら、連携・協力して、森林整備や木材利用の促進に取り組みます。

## (5) 市町の体制の強化

森林経営管理法の施行により新たに市町が担う業務の遂行及び、森林の適正な管理と地域の林業・木材産業の活性化につなげていくために必要な人材の確保や、体制の整備を行います。

### ア 専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用

- ・市町の嘱託職員等として、技術者等を雇用するための経費

### イ 対象業務の委託

- ・上記の業務について、技術者が在籍する法人等に委託するための経費

### ウ 新たな組織の設立

- ・取組を推進するための新たな組織（公社等）の設立

なお、森林環境譲与税は、その用途を公表する必要があり、譲与税の目的である森林整備の進捗とともに、その用途について説明責任が求められます。そのため、一般職員の人件費に充当した場合、当該職員を雇用することで、森林整備の進捗にどれだけ貢献できたかを問われることとなり、特定の職務に従事する嘱託員等と異なり、一般職員については他業務にも携わることから、特に慎重に対応する必要があります。

＜参考＞森林環境譲与税（仮称）の用途事例（みえ森と緑の県民税との対比）

区分	森林環境譲与税（仮称）	みえ森と緑の県民税
林業経営に適さない森林の整備	□市町による林業経営に適さない公的な森林整備（経営管理権を設定して行う「市町村森林経営管理事業」）	—
	□市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林において行う間伐等の整備（右記以外） ※天然林、公有林、財産区有林についても、市町の判断で実施可能	◆市町が経営管理権を設定した森林以外で行う「災害に強い森林づくり」を目的とする森林整備 ・災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備
	□経営管理の意向に関する調査	—
	□経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化	—
里山・竹林の整備	□管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合に行う除伐等の整備	□所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を行う場合の里山・竹林の整備
危険木の除去	—	□集落周辺の森林の整備 ・人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等
人材育成・担い手の確保	■林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」 ・「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成 ・市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設等	◆森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」 ・森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催等
普及啓発（意識の醸成）	□右記（森林環境教育・木育等）に該当しない単発のイベント等	◆森林環境教育・木育の実施や、森林にふれあうことのできる環境の整備など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」 ※木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む（詳細は下記）
木材利用の促進	□地域材を利用した、公共建築物等の木造・木質化（右記以外） ・公共建築物等（市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等）の木造での整備 ・上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備等	・「木育」を実施する施設の整備【普及啓発】（木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等） ・「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備【普及啓発】（継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等） ・森林とふれあい、体感できる学びの場の整備【普及啓発】（森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等）
市町の体制の強化	□市町が担う業務の遂行等のための人材の確保や体制の整備 ・専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用 ・技術者が在籍する法人等への業務委託 ・新たな組織（公社等）の設立	—

■：県が実施、◆：県と市町が役割を分担して実施、□：市町が実施

令和5年度第3回みえ森と緑の県民税評価委員会  
議事録

開催日程：令和5年8月29日(火)13時30分から16時20分まで

開催場所：三重県勤労者福祉会館 6階 講堂

出席委員：9名

石川	知明	委員長
三田	泰雅	副委員長
池山	敦	委員
木村	京子	委員
上田	章善	委員
林	拙郎	委員
松井	寿人	委員
森下	ゆう子	委員
矢田	真佐美	委員

1 開会

2 あいさつ（農林水産部 次長 宮崎）

3 議事

（司会）

評価委員会の開催は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第2項の規定により、「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。

本日は、委員10名中、会場参加6名、ウェブ会議システムによる参加3名、合計9名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

（委員長）

本日は、ご多忙のところ、ご参加いただき、ありがとうございます。

議事に入りますが、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に入る前に、本日の委員会の流れについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本日の委員会の流れについて説明させていただきます。

(説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

(委員長)

それでは、1つ目の議事「みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料2、3を基に説明。)

(委員長)

制度最終案についてということでしたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

(委員長)

次に、「みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討」の答申案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料4を基に説明)

(委員長)

答申案について説明をいただきました。

この案について、皆さんからご意見があれば、この場で修正をするということで、今日この場で取りまとめたいと考えておりますので、ご意見等ありましたら、よろしくをお願いします。

(委員)

12 ページの(5) 税を活用した事業を行ううえでの3原則について、原則3として「直接的な財産形成を目的とする取組でないこと」とありますが、この「取組」という表現について、他では「事業」という表現が使われているところもあるかと思えます。「取組」以外の表現は考えられないのでしょうか。

(事務局)

「取組」という表現でも問題はないかと思えますので、このままでいきたいと考えています。

(委員長)

例えば、「取組」という言葉を使わなくても、「目的としないこと」といった表現でも良いのではないのでしょうか。少し表現について整理していただければと思います。

(事務局)

整理させていただきます。

(委員)

原則2にも「取組」という表現がありますので、併せて整理いただければと思います。

(委員)

原則1では、「沿った内容」という表現もありますので、こちらも併せてご検討ください。

(事務局)

いただいた意見を反映させた修正案をスクリーンに投影しております。

修正箇所は赤字で示しておりますが、原則1の「2つの基本方針と5つの対策に沿った内容であること」という表現に合わせて、「取組」「対策」という表現を「内容」に統一させていただきました。

ご確認をお願いします。

(委員長)

事務局の方から「内容」という表現に統一して修正案を示していただきましたが、いかがでしょうか。

(意見なし)

(委員長)

そうしましたら、この部分は修正いただいて、それ以外のところは事務局が示していただいた原案どおりということで、「みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討」に対する評価委員会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長)

ありがとうございます。

それでは、2つ目の議事、令和4年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価の審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料5を基に説明)

(委員長)

前回の評価委員会での議論をふまえて再度評価した結果ということでしたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

68ページの紀宝町の事業別評価について、2番の事業の効率性が2.7点から3.0点になり、評価がCからBになったということですが、そうすると、上の総合的な提言の厳しめのコメントはこのはまで良いのでしょうか。

評価委員会からのコメントに対して紀宝町が追加資料を提出して、それをふまえた再評価だと思いますので、内容について検討しても良いのではないかと考えたところです。

(委員長)

事前評価でコメントがあったことについて、追加の資料が提出された場合、再評価の際にこの総合的な提言の部分を修正することも可能なのですか。

(事務局)  
可能です。

(委員長)  
評価点は変わったけれども、提言としては変更がないという場合もあるかと思しますので、削除するかどうかは書かれた委員の判断になるかと思えます。実際に書かれた委員の方いかがでしょうか。

(委員)  
評価点の変更はしていませんので、私の見解としては変わっていませんが、一人の意見が反映されるだけでもいいのか、同じ紀宝町の評価をされた委員の方で別の意見があれば伺った方がいいのかとも思います。

(委員長)  
この提言の部分は、各委員の意見を掲載するということで、意見を集約する必要はない訳ですよ。

(事務局)  
はい。

(委員長)  
コメントは変わらないということが確認できましたので、変更はなしでお願いいたします。  
それでは、答申案について説明をお願いします。

(事務局)  
(資料6を基に、災害緩衝林整備事業について説明)

(委員長)  
何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(事務局)  
(資料6を基に、森林情報基盤整備事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(事務局)

(資料6を基に、森林教育体制整備事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

「森林で活躍する人」という表現が、どういった人を表しているのか分かりにくいのではないかと思います。

(委員長)

どういったイメージの表現なのでしょう。

(事務局)

この表現については、昨年の答申でもいただいている表現で、委員の方からの意見を基にした表現となっています。違和感があるようでしたら、この場で表現を修正することも可能です。

(委員)

活躍というのは良い言葉だと思いますが、消費者や指導者という言葉が後に出てきますので、森林で仕事をされている方をイメージしているのかと思って見ていました。プロの仕事をイメージするような言葉に変えてはどうでしょうか。

(事務局)

スクリーンをご覧ください。今のご意見を受けて、「森林に関係する仕事をす人」という表現に一旦修正させていただきました。

(委員長)

仕事というと限定的な感じも受けます。ボランティアや社会活動、企業の森なども含むと思いますので、「森林で活躍する人」というのは非常に良い表現だと

は思うのですが、何か良い表現はないでしょうか。

(委員)

「森林・林業に携わって活躍する人」あるいは「森林に携わって活躍する人」はどうでしょうか。

(委員)

仕事という言葉が限定的であれば、「森林に関わる生活をする人」のように、仕事以外のことも含めるようなニュアンスでも良いかもしれません。

(委員長)

「関わる」になると活躍よりも一歩引いた表現に感じますので、「森林・林業で活躍する人」はどうでしょう。

(委員)

他県のホームページでは「森林・林業・林産業とその関連産業分野で活躍する人」といった表現があります。

(委員長)

県民税では、事業として林産業には直接関わっていないですね。

(事務局)

はい。

(委員)

「森林に携わる人」はどうでしょうか。

(委員長)

そうですね。文章としては「携わる」が良いように思います。それでは「森林・林業に携わる人」という表現に修正いただくようお願いします。

(委員)

「アンケートの実施などによる効果や課題の把握を徹底し、その結果に基づく取組のブラッシュアップを図ることが必要」という表現について、「その結果に基づいて取組のブラッシュアップを図ることが必要」という表現の方が良いのではないのでしょうか。

(委員長)

そうですね。この部分についても修正をお願いします。

(休憩)

(事務局)

(資料6を基に、みえ森づくりサポートセンター運営事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

先ほどの事業と同様に、「その結果に基づく取組の」という表現を「その結果に基づいて取組の」という表現に修正いただければと思います。

(事務局)

スクリーンに映したとおり修正させていただきます。

(事務局)

(資料6を基に、森林教育施設整備事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

多くの県民の皆さんが利用したということですが、「新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで」という表現を入れても良いのではないかと感じました。これは、他の事業にも関係しますので総合的に記載した方が良いかもしれません。

(事務局)

総合的に記載ということになりますと、県民税基金事業トータルの評価ということで基金積立金事業の評価をいただくことになりますので、そちらに記載するとすべての事業にかかるかと思います。

(委員)

「三重県民の森みえ森林教育ステーションでは多様なイベントが開催され」という記載と「林業研究所において、新たにみえ森林教育ステーションの整備が進められている」という記載がありますが、これはみえ森林教育ステーションの2つ目が林業研究所で整備されているということで良かったでしょうか。

(事務局)

みえ森林教育ステーションは、認定制度を設けて、県内の施設を認定する制度になっています。県民の森については、県が率先して第1号として整備したもので、林業研究所の方も新たに森林教育ステーションとして整備するものです。

(委員)

「林業研究所の樹木図鑑園等の整備について、樹木・植物図鑑等を閲覧できるような場所を設けるなど」という記載がありますが、林業研究所に図鑑等を閲覧できる場所を設けるということでしょうか。

(事務局)

林業研究所内にみえ森づくりサポートセンターもありますので、そういったところに設けることについて検討していきたいと思います。

(委員長)

県民の皆さんが来て、自由に図鑑を見たり、樹木図鑑園を歩いたりできるイメージですか。

(事務局)

森林教育ステーションとしての整備が完了した後は、一般の方に開放することになりますので、林業研究所が開いているときであれば利用いただけます。

(委員長)

今は、葉っぱの写真をスマホでとれば樹種などの情報が出るアプリもあって、その精度も非常に高いようです。樹木図鑑園を歩きながら、こうしたアプリを活用することも今後考えていくといいのかなと感じました。

(事務局)

今後の参考にさせていただきたいと思います。

(委員)

「木とのふれあいの拠点となる」という表現がありますが、「木」という表現に違和感がありますので、「森」や「樹木」といった表現の方が良いのではないのでしょうか。

(委員長)

「木」というと木材のイメージを受けるかもしれません。今、スクリーン上で「森林や木とのふれあい」を修正いただきましたが。

(委員)

「樹木」ではだめなののでしょうか。

(委員長)

具体的に、県民の森では木工のようなものが主なののでしょうか。あるいは、フィールドでの体験などもあるのでしょうか。

(事務局)

県民の森に整備したステーションについては、当初は「木育ステーション」の整備という形でスタートしましたので、木にふれあうという部分が強く出ていますが、現在はこのステーションを拠点として森林にふれあうイベント等も開催していますので、「森林や木とのふれあい」という表現が良いように思います。

一方、現在整備している林業研究所のステーションについては、樹木図鑑園を見ていただくなど野外での体験が主となりますので、森林にふれあうという部分が強いものとなっています。

(委員長)

「木とのふれあい」という表現は、県民の森の主な目的を表現していますが、森林とのふれあいという要素も当然ありますので、「森林や木とのふれあい」という表現に修正するということがいかがでしょうか。(異議なし)

それでは、このように修正いただくということでお願いします。

(事務局)

(資料6を基に、生物多様性推進事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

「持続的な活動を展開されたい」という表現について、県の事業なので「活動」という表現に違和感があるので、修正してはどうでしょうか。

(事務局)

スクリーンをご覧ください。「持続的な取組」と修正させていただきました。

(事務局)

(資料6を基に、森林とふれあう自然公園環境整備事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(事務局)

(資料6を基に、流域防災機能強化対策事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

「引き続き、治山ダムの設置等他の取組とも連携して」という記載がありますが、「他の取組とも連携して」という表現について、この事業に特化して評価・提言を行うという意味合いから、適切なのかどうか少し疑問を感じます。

(事務局)

土砂や流木を出さない対策については、森林の整備だけでは十分な対策を講じることができない場合もありますので、「治山ダムの設置等他の取組とも連携して」という表現を加えています。

(委員)

市町交付金事業になる訳ですが、そのあたりは関係機関にもよく周知されているという理解でよかったですでしょうか。

(事務局)

事業実施にあたっては、県が実施する治山事業等の取組とも連携しながら進めています。

(委員長)

「治山ダムの設置等他の取組とも連携して」とあると、治山ダムの整備とセット、事業実施の条件のように感じますが、そこは大丈夫でしょうか。

(事務局)

必ず治山ダムを整備する訳ではなく、必要があれば治山事業も併せて実施することになります。土砂や流木を出さない対策として、治山事業等とも必要に応じて連携しながら、総合的に対策を進めていくという意味合いになります。

(委員)

「災害緩衝林整備事業と一体的に取り組むことで、その周辺の山林を面的に整備し」という意味がよく分からないのですが、どうなのでしょう。

(事務局)

災害緩衝林整備事業を実施した溪流の周辺、山林の斜面部において森林整備を実施し、減災効果を高めるという意味合いです。

(委員)

内容はそうなのですが、文章的におかしいのではないのでしょうか。

(事務局)

スクリーンをご覧ください。「災害緩衝林整備事業と一体的に取り組む、その周辺の山林を面的に整備することで」と修正させていただきましたが、いかがでしょうか。

(委員長)

いかがでしょうか。(異議なし)

(委員)

少し話は変わりますが、この事業では間伐を実施しているだけで、搬出間伐は実施していないのでしょうか。

(事務局)

災害緩衝林整備事業では、洪水時に水があたる恐れのある範囲について搬出を行っています。本事業は、斜面上部が範囲となりますので搬出間伐は実施していません。

(委員)

修正いただいたことで分かりやすくなったと思います。加えて、最初に「本事業は」という一言がありますが、「災害緩衝林整備事業」と連携していることが分かるように、「流域防災機能強化対策事業」と表記してはどうでしょうか。

(事務局)

修正させていただきます。

(事務局)

(資料6を基に、森林再生力強化対策事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

「森林の持つ多面的機能を発揮させるためにも有効である」という表現について、知識のある人であれば、森林の持つ多面的機能が獣害によって影響を受けることが分かると思いますが、例えば、若木を植えたときに食害にあって、森林が生育しないという部分をもう少し具体的に記載した方が理解しやすいのではないのでしょうか。

(事務局)

「確実に森林を更新する」といった意味合いの表現を加えたいと思います。

(委員長)

新植地の対策になるかと思いますが、「確実に更新する」という表現は入れた方が良いかと思います。

(事務局)

「植栽木の健全な育成を図ることで」という表現はいかがでしょうか。

(委員)

「植栽木を食害からまもり」はどうでしょうか。

(事務局)

「植栽木を獣害からまもり、健全な育成を図ることで、確実に森林を更新し」としてはどうでしょうか。

(委員長)

いかがでしょうか。(異議なし)

それでは修正をお願いします。

(事務局)

(資料6を基に、災害からライフラインを守る事前伐採事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

「市町や電力会社と連携して」という部分の「電力会社」という表現について、これまでも「ライフライン事業者」という表現が使われていたかと思いますので、「ライフライン事業者」に変更してはどうでしょうか。

(事務局)

「ライフライン事業者」に修正させていただきます。

(委員長)

「伐採する本事業は」という表現について、「伐採することは」といった表現の方が良いのではないのでしょうか。

よろしいでしょうか。(異議なし)

それでは修正をお願いします。

(事務局)

(資料6を基に、みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠、加算枠)事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

「どのように活用されているかという情報を受益者に対して簡潔明瞭に発信していく必要がある」という部分について、「受益者」だけではなくもっと広くという意味合いで「県民」に修正してはどうでしょうか。

(事務局)

「県民に対して」に修正させていただきます。

(委員)

この評価は県に対するもので、例えば情報発信を行うのは市町なので、「明記すべきである」という表現を「明記するよう求めるべきである」と修正すべきかと思います。

併せて、4つ段落がある中で、1段落目が現在の評価、2段落目が3原則の徹底と今後のポイント、3段落目が情報発信、4段落目が継続事業の課題となっていますが、情報発信や継続事業の課題は3原則に関わる部分もあるかと思いますが、「今後は」という形で、2段落目を最後に持って行ってはどうでしょうか。

そのうえで、「十分な説明が必要である」という表現も「十分な説明を求める必要がある」としてはどうでしょうか。

(事務局)

ご意見いただいたとおり修正させていただきます。

(事務局)

(資料6を基に、みえ森と緑の県民税制度運営事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。(意見なし)

「森林や木材を身近に感じていない人に対して」という表現について、身近に感じている人でも県民税を知らない人も多いと思いますので、あえて記載する必要はないのではないかと思います。

(事務局)

(資料6を基に、みえ森と緑の県民税基金積立金事業について説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

「県民の皆さん」という表現について、他の部分では「県民」としていていますので、統一してはどうでしょうか。

また、「県民の皆さんの理解を得る必要もあるため、より効果的な普及啓発活動を展開していく必要がある」という部分について、「必要」が重なっていますので、「県民の皆さんの理解を得るため」と修正してはどうでしょうか。

(委員)

「どのように活用されているのか」という情報を簡潔明瞭に情報発信していく」という部分について、「情報」が重なっていますので、「簡潔明瞭に発信していく」と修正してはどうでしょうか。

(事務局)

修正させていただきます。

(委員長)

他によろしかったでしょうか。

これですべての事業が終わりましたので、皆さんにスクリーンで確認いただいた修正を加えまして、この内容で、令和4年度事業に対する評価委員会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それではこれで答申とします。

次に、その他事項として、令和5年度事業の計画について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料7、8を基に説明)

(委員長)

何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

資料8の1ページについてです。基金の積立額と取崩額の差について、基金残高を活用したためという説明がありましたが、可能であれば、そういったことも注意書きとして記載しておいた方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員長)

これで予定していた議事はすべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは事務局の方にお返しをいたします。

(司会)

事務連絡

(閉会)